

第1回 鳥栖市男女共同参画懇話会

■ 日 時： 平成24年6月21日(木) 午後1時～
■ 場 所： 市役所1階第2・3会議室

会議次第

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 会長及び副会長選任
6. 会長及び副会長あいさつ
7. 会議の公開について
8. 男女共同参画社会基本法について
9. 鳥栖市の男女共同参画行動計画及び取り組みについて
10. 今後のスケジュールについて
11. 意見交換
12. 閉 会



MEMO

鳥栖市男女共同参画懇話会委員名簿（平成24年6月1日～平成26年5月31日）

委員名	推薦団体名	所属団体役職等	備考
1 垣内 春子	佐賀県人権擁護委員協議会		
2 菊池 尚子	女性人材リスト登録者		H20～H23 懇話会委員
3 岸川 千早	鳥栖地区小中学校PTA連合会	母親副委員長	
4 久保 恵子	女性人材リスト登録者		H22～H23 懇話会委員
5 栗崎 京子	新日本婦人の会 鳥栖支部	事務局次長	H20～H23 懇話会委員
6 小石 正明	鳥栖市区長連合会	会長	H22～H23 懇話会委員
7 末永 正子	鳥栖市母子保健推進協議会	地区理事	
8 松雪 耕二	佐賀県農業協同組合	鳥栖支所	
9 村山 優	鳥栖商工会議所	地域振興課長兼 総務課長代理	
10 山崎 利昭	鳥栖市食生活改善推進協議会	会員	H18～H23 懇話会委員 H18～H21 県男女共同参画推進員
11 山津 美智子	鳥栖市民生委員兒童委員連絡協議会	若葉地区会長	H20～H23 懇話会委員
12 吉岡 刷彦	学識経験者	佐賀大学文化教育学部 准教授	

鳥栖市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の附属機関等の会議を公開することにより、附属機関等の透明かつ公正な会議の運営を図り、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において附属機関等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関
- (2) 各種団体の代表者等により市民への意見を本市に反映させることを目的として規則、規程、要綱等の規定に基づき設置される附属機関に準じた機関

(会議の公開等)

第3条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）第6条各号に定める情報を含む事項について審議等を行うときは、当該会議は非公開とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 3 前項の規定により会議を非公開とするときは、附属機関等の長が当該附属機関等に諮り決定するものとし、非公開と決定した場合はその理由について明らかにしなければならない。

(会議の事前公表)

第4条 附属機関等の会議を公開する場合は、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 傍聴ができる者の定員及び傍聬を希望する者が定員を超えた場合の措置
- (6) 全各号に定めるもののほか必要な事項

- 2 前項の公表は、鳥栖市のホームページ（以下「ホームページ」という。）または市報に掲載するものとする。

(会議の傍聴等)

第5条 何人も、会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

- 2 傍聴を希望する者が、前条第1項第5号の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難いときは抽選によることができる。

(傍聴をすることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 示威行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長が承認した行為については、この限りでない。
- (5) 発言を求めたり、委員等の発言に対し批評を加えたり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議録等の作成及び公表)

第8条 附属機関等は、会議を終了した後、速やかに会議録又は議事要旨を作成するものとする。

2 公開された附属機関等の会議の会議録又は議事要旨は、ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 附属機関等の会議の公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

鳥栖市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進に関し、広く市民の意見、要望等を反映させ総合的な施策の推進を図るため、鳥栖市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する事項について調査、研究を行い意見を述べること。
- (2) 男女共同参画行動計画の策定等に関し提言すること。
- (3) その他目的達成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者（各団体が推薦する者）
- (3) 鳥栖市女性人材リストの登録者
- (4) 公募により選ばれた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(役員)

第5条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員の職務)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(アドバイザー)

第8条 懇話会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の事務は、市民生活部市民協働推進課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年5月1日から施行する。

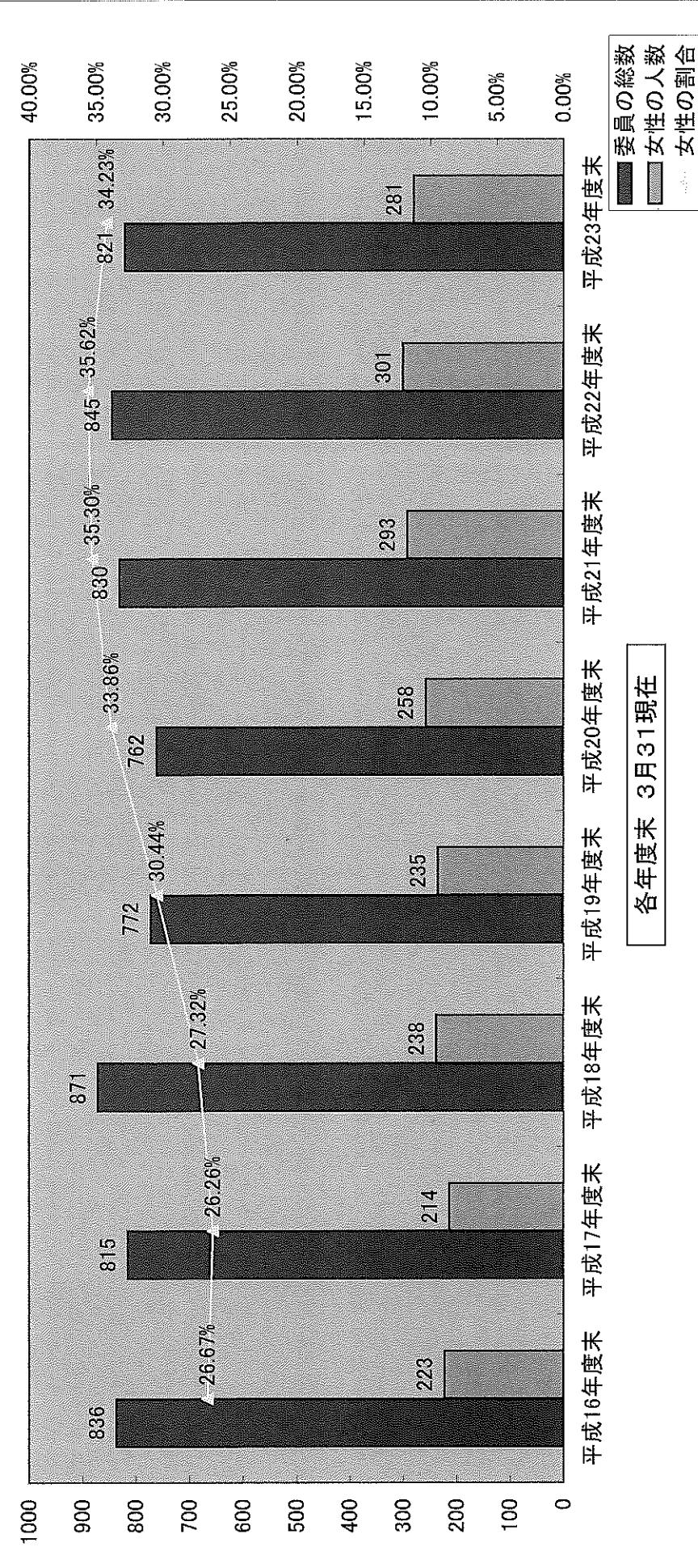
附 則

この要綱は平成24年5月10日から施行する。

女性登用状況の推移(平成16年度末～平成23年度末)

調査対象年度	委員会の総数	女性の人数	女性の割合
平成16年度末	836	223	26.67%
平成17年度末	815	214	26.26%
平成18年度末	871	238	27.32%
平成19年度末	772	235	30.44%
平成20年度末	762	258	33.86%
平成21年度末	830	293	35.30%
平成22年度末	845	301	35.62%
平成23年度末	821	281	34.23%

女性登用状況の推移(H16年度末～H23年度末)



平成24年度 男女共同参画懇話会等スケジュール(案)

月	男女共同関係事業		
	事務局(推進会議)	懇話会	広報啓発事業
4	H23女性登用状況取りまとめ H23取組状況取りまとめ		
5	●第1回行政推進会議 ・行動計画の提言・H22事業評価 ・H23事業取組状況報告 ・計画策定スケジュール		
6	●行動計画素案の検討	●第1回懇話会 ・委嘱状交付、正副会長選任 ・男女共同参画行動計画について ・H23事業取組状況報告 ・年間スケジュール	■子育て中の母親チャレンジ支援事業 6/1～6/29の毎週金曜日(全5回) □男女共同参画週間(6/23～29) 市報記事掲載 図書コーナーの設置
7			
8	●第2回行政推進会議 ・行動計画素案の検討 ●行動計画素案の整理	●第2回懇話会 ・H23行動計画素案の報告 ・意見及び助言集約	
9			
10	●第3回行政推進会議 ・行動計画素案の決定 ・パブリックコメントの実施について	●第3回懇話会 ・行動計画素案の報告 ・パブリックコメントの実施について ・意見及び助言集約	
11	●パブリックコメント		■女性と人権(DV)セミナー □女性に対する暴力をなくす運動 (11/12～25) DV支援記事掲載
12			
1	●第4回行政推進会議 ・パブリックコメント実施結果報告 ・懇話会の意見報告 ・行動計画原案の確定	●第4回懇話会 ・行動計画原案の報告 ・意見交換	■第11回男女共同参画フォーラム
2	●行動計画書及び概要版印刷		
3	●議会報告 ●行動計画策定、公表	●第5回懇話会 ・H24事業評価の説明 ・意見交換	